

設置してありますか？

「住宅用火災警報器」

みなさんの家庭には、「住宅用火災警報器」は設置してありますか？郡上市において、全ての家庭に住宅用火災警報器の設置が義務化されてから3年となります。

住宅用火災警報器の設置場所や設置の注意点について、もう一度確認してみましょう。

設置しないといけない場所は？

寝室

- ・寝室として使用する部屋には必ず設置しましょう。
- ・寝室が一階の場合も必要です。
- ・「煙感知式」の設置が必要です。

階段

- ・寝室が2階以上にある場合は、階段上部に設置が必要です。
- ・「煙感知式」の設置が必要です。

設置義務!!

設置義務!!

設置義務!!

寝室

階段

寝室

居室

台所



台所

- ・設置義務がありませんが火を使うことの多い場所なので、設置すると有効です。
- ・調理の湯気等による誤作動防止のため、「熱感知式」をお勧めします。

実は、台所だけが設置してない家庭が多くあります。設置義務のある、「寝室」や「階段」にも設置しましょう。

設置や管理の注意点

次に、実際に設置や管理の注意点を確認しましょう。

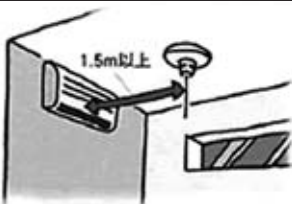
- ☑天井に取り付ける場合：壁や、はりから60センチ以上離す。

天井の場合



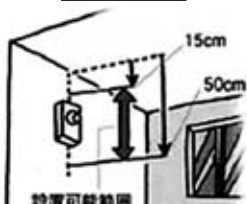
- ☑エアコンなどの吹き出し口から1.5メートル以上離す。

エアコンなど吹き出し口付近の場合



- ☑壁に取り付ける場合：天井から15〜50センチ以内の場所に設置する。

壁の場合



定期的な点検・清掃

住宅用火災警報器には、点検用の紐やボタンがついているので、1カ月に1回を目安に点検をしましょう。

また、住宅用火災警報器にほこりなどが付くと、不具合や誤作動などが起こる場合があります。定期的な清掃をするようにしましょう。

10年を目安に交換

住宅用火災警報器は、約10年で電池やセンサーの寿命がきます。10年を目安に本体ごと取り替えてください。

住宅用火災警報器の本体に交換時期が表示されています。

また、自動試験機能（機器の異常等を音で知らせてくれるもの）のついた機種は、異常が出たら交換をしましょう。



※設置・管理について詳細はご利用の機種の取扱説明書をご覧ください。

設置してよかった 郡上市内奏功事例

台所から出火

1階台所で揚げ物をした火を消さずに外出し出火。台所に設置の連動型住宅用火災警報器が作動、2階の警報器が鳴動し在宅中の家族が火災に気が付き消火することができた。



薪ストーブから出火

就寝中に住宅用火災警報器が鳴動したため確認すると、薪ストーブの煙突貫通部から出火していたが早期に消火と119番通報をすることができた。



種類と購入

●種類

大きく分けると、煙感知式と熱感知式の2種類があります。

また、火災を感知すると他の部屋の警報器も一緒に鳴動する「連動型」や、耳の不自由な人に光で火災を知らせる「補助警報装置」などを利用するとより安心です。

●購入について

お近くの電気店やホームセンターなどで販売しています。また、インターネット販売などでも購入することができます。

※悪質な訪問販売に注意

不当に高い価格による訪問販売に注意してください。

住宅用火災警報器の市場価格は機種により様々ですが、国産品の平均価格は1個あたり3千円前後です。

消防職員が一般住宅等を訪問して販売したり、業者に販売等を委託することはありません。

問 消防本部予防課
67・1219

危険物安全週間

推進標語

危険物 読みはまつすぐ ゼロ災害

6月8日(日)から14日(土)は危険物安全週間です。危険物の貯蔵や取り扱いに注意し、危険物事故を防ぎましょう。

危険物というと、工場などで使われているというイメージがあるかもしれませんが、身近なものにも危険物を使った製品などは数多くあります。

例えば、ガソリンや灯油などの燃料類はもちろん、塗料や手指消毒液にも危険物を使ったものがあります。

また、スプレー缶などのガスも、危険物に近いものです。

家庭内で危険物事故を防ぐポイント

- 子供が触れないように管理する。
- 高温になる場所に保管しない。
- 屋内で取り扱うときは、定期的に換気する。
- 火気の周囲で取扱いをしない。
- 石油ストーブに灯油を補給する際は必ず火を消す。

危険物は、私たちの生活を利用してくれる反面、火災の危険を持っています。危険物について正しい知識と取扱いで、安全で豊かな生活を送りましょう。

条例改正のお知らせ

平成25年8月に発生した京都府福知山花火大会火災を踏まえ、消防法施行令の一部が改正されました。それに伴い郡上市でも、火災予防条例の一部を改正しました。



●主な改正点

- ① 祭礼、縁日、花火大会など多数の人が集合する催しで火気器具を使用する場合(露店等)に消火器の準備が必要となります。

※露店等の開設届出書の提出が必要となります。

- ② 大規模な屋外での催しを開催する場合、火災予防上必要な業務に関する計画を作成しそれに基づく業務を行うことが必要となります(対象となる催しについては、消防長が指定します)。

なお、家族でのバーベキューなど個人的な火気器具の使用は、対象外となります。



ホテル・旅館に対する「表示制度」が始まります

ホテル・旅館等に対する「表示制度」が開始されます。

「表示制度」とはホテル・旅館等からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令や、建築基準法令の基準に適合している建物に対して表示マークを交付する制度です。制度の対象となるのは、3階建て以上で、収容人員が30人以上のホテルなどです。

交付された表示マークは、対象となる建物などに表示されます。

なお、表示の開始は平成26年8月1日からです。

◀表示マーク



銀…法令に適合している旨の表示。1年間使用できる。

金…3年連続で法令に適合している旨の表示。3年間使用できる。

問 消防本部予防課
67・1219

火気厳禁 第4類 アルコール類 水溶性 危険等級II

危険物を使用した製品の表示例